

子ども家庭支援センターにおける見守り支援機能の強化について

児童相談支援体制強化の取り組みの一つとして、令和3年度より子ども家庭支援センターにて訪問支援等を開始し、地域における子育て家庭の見守り支援機能を強化する。

1 見守り支援機能の強化

以下の職員を新たに配置し、支援が必要な家庭により早期に、かつ、きめ細かな対応・支援を行い、虐待予防を図る。

(1) 子ども家庭支援センター

配置：訪問支援ワーカー

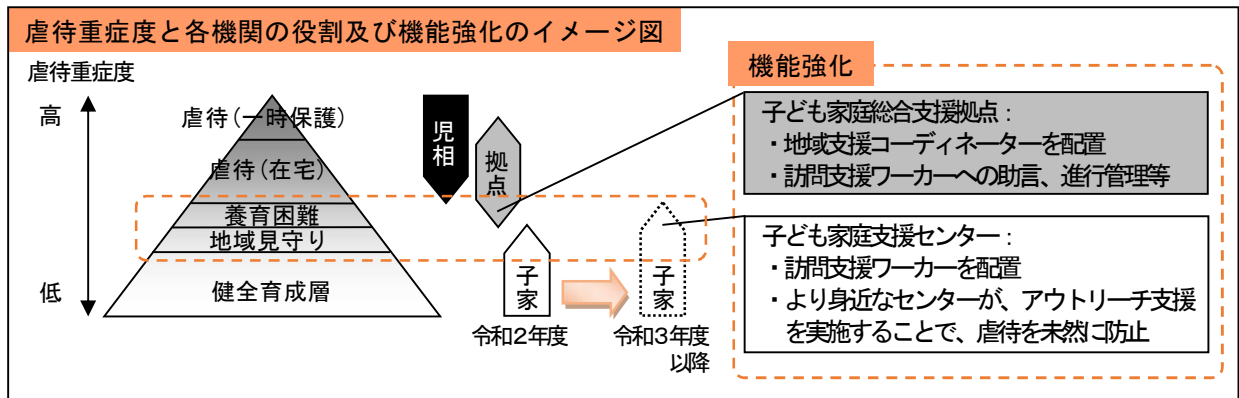
役割：養育困難家庭及び地域での見守りが必要な家庭への訪問支援

(2) 子ども家庭総合支援拠点

配置：地域支援コーディネーター

役割：訪問支援ワーカーへの助言・指導やケースの進行管理業務

※令和3年度はモデル実施として、大島子ども家庭支援センター1か所で実施。
令和4年度に予定する本格実施に向け、事業課題の抽出・整理を行う。



2 経過およびスケジュール

- 令和2年度
 - ・江東区子ども家庭総合支援拠点を設置
 - ・有明子ども家庭支援センター開設
- 令和3年度
 - ・大島子ども家庭支援センターで訪問支援を開始
- 令和4年度
 - ・(仮称)住吉子ども家庭支援センター(児童向け複合施設)開設
 - ・(仮称)亀戸子ども家庭支援センター開設
 - ・全子ども家庭支援センターで訪問支援を実施予定